

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 29 日

学校法人電波学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事

小島 香明

監事

浅野 諭

私たち監事は、私立学校法第 52 条（監事の職務）並びに寄附行為の定めに基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に係る学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、私立学校法第 53 条（監事の調査権限）等に基づき、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法により監査を実施した。

- （1） 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。
- （2） 事業報告に記載されている理事の職務の執行が、私立学校法及び寄附行為に適合しているかを検討した。
- （3） 内部統制（業務の適正を確保するための体制）の整備及び運用の状況について、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- （4） 私立学校法第 80 条以下の規定に基づき選任された会計監査人から、その監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該監査の相当性について検討した。

2 監査の結果

- （1） 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認める。
- （2） 理事の職務の執行に関する不正の行為又は私立学校法若しくは寄附行為に違反する重大な事実とは認められない。
- （3） 内部統制の整備及び運用の状況については、相当であると認める。
- （4） 計算書類等については、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、法人の財産及び収支の状況を適正に表示しているものと認める。

以 上